

# 福祉たすけあい基金 寄付者の皆さまへ



2024年5月1日

公益財団かながわ生き生き市民基金

理事長 荻原 妙子

10月より、福祉たすけあい基金への寄付方法が変わります。  
引き続きのご支援のために、  
**生活クラブまちづくり基金への同意書(ハガキ)の提出をお願いします。**

福祉たすけあい基金への寄付により、神奈川の市民活動を支援して頂きありがとうございます。

かながわ生き生き市民基金は、2013年から2023年までに福祉たすけあい助成として266団体に約8,000万円を助成し、企業サービスや行政の制度から外れる活動を行う市民を、市民の寄付で応援する仕組みをつくってきました。

助成した団体は、近親者の支援なしで子育てする若者、里親、介護保険制度のはざまでの介護、食支援(子ども食堂・フードバンク・配食)、無料学習・フリースクールなど学習支援、居場所・DVに苦しむ女性を支援する団体、がん等の小児を含めて患者支援など、身近な課題に立ち向かう市民のボランティアな活動団体です。助成団体からの〈ありがとうの声〉が沢山よせられています。一部ご紹介いたします。

「私たちが応援し助成して頂きありがとうございます。感謝の気持ちでいっぱいです」

「助成により、活動を理解していただいたと、本当に励まされました。これからも頑張ります」

「今まで完全無償でお金を出し合って活動してきたので限界を感じていました。支援を受けて活動費が保障され、活動に集中できるようになりました」

「これからもこの感謝を忘れず、地域に信頼され共に子ども・若者を支えていけるよう全力で頑張っていきます」



助成団体の活動やありがとうの声は、かながわ生き生き市民基金ホームページよりご覧いただけます

さて、生活クラブ福祉たすけあい基金は、寄付方法と名称が変更になり、10月より「生活クラブまちづくり基金」として新たなスタートを切ります。生活クラブまちづくり基金への変更については Q&A をご覧ください。

皆様にはこれまでのご寄付への感謝と、引き続きの寄付継続をおねがいたします。

引き続きの寄付には、同封の生活クラブまちづくり基金への参加同意書の提出が必要となります。

ぜひご提出いただきますようお願いいたします。

これからも、市民が市民を応援する温かいお金の循環を作っていきましょう。



公益財団法人 かながわ生き生き市民基金  
〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-2-15 バレアナビル6階  
TEL:045-620-9044 info@lively-citizens-fund.org  
※お電話の受付は平日9:00～17:00になります



## Q & A

**Q** 福祉たすけあい基金への寄附方法は、どう変わるのでしょうか？

**A** これまでは、「福祉たすけあい基金」として、組合員から毎月 100 円を「公益財団法人かながわ生き生き市民基金」（以下、「かながわ生き生き市民基金」）へ直接寄付をしてきました。（生活クラブが集金を代行）これからは、新たに設立される「任意団体 生活クラブまちづくり基金」（以下、「生活クラブまちづくり基金」）という団体へ毎月 100 円を寄付することとなります。この寄付金は、生活クラブまちづくり基金運営委員会での決定に基づき「かながわ生き生き市民基金」と 7 月に設立される「一般社団法人 つながる市民連帯経済かながわ」に各々寄付されます。

「かながわ生き生き市民基金」では、この「生活クラブまちづくり基金」からの寄付を原資として、「福祉たすけあい基金助成」活動を継続します。

**Q** いつから、変更になりますか。手続きは必要ですか？

**A** 「かながわ生き生き市民基金」への生活クラブの集金代行による寄付は **9 月まで**となります。

**10 月から**始まる「生活クラブまちづくり基金」への寄附については、新たな団体への寄付となりますので、改めて参加の意思確認が必要となります。

**Q** 「生活クラブまちづくり基金」への参加の意思確認はどのように行われるのでしょうか？

**A** 現在、「福祉たすけあい基金」に参加している組合員の方には、このお知らせに参加の意思を確認するための参加同意書（返信ハガキ）を同封していますので、この**参加同意書（返信ハガキ）**にご記入の上、ご返信ください。

また、この経過につきましては、「かながわ生き生き市民基金」のホームページや広報誌である「福祉たすけあい基金レポート」などでもお知らせしていきます。



**Q** これまで発行されてきた、税額控除に必要な領収書は発行されるのでしょうか？

**A** 9月分までについては公益財団法人である「かながわ生き生き市民基金」への寄付であり、税制上の優遇措置が受けられるため領収書を発行します。10月分からの寄附先である「生活クラブまちづくり基金」は任意団体であり、税制上の優遇措置の対象とならないため領収書は発行されません。

**Q** 「かながわ生き生き市民基金」へ福祉たすけあい基金の直接寄付を継続できますか？

**A** 現在のような生活クラブの集金システムを使った毎月100円の寄付という方法は9月で終わりますが、**振り込みによる直接寄付(1口1200円、毎月100円相当)**を行うことは可能です。組合員以外の方や毎月100円以上の寄付をしたいという組合員の方が、これまでもこの制度で寄付をされています。また、**直接寄付分につきましては、税額控除の領収書を発行**します。直接寄付方法は2つあります。

① **年間寄付登録** 直接、かながわ生き生き市民基金までご連絡ください。毎年4月にお知らせと振込用紙を送付します。

② **任意寄付** 振込の時期や回数などの制限はありません。指定口座に任意で振り込みます。

振込先

◆ゆうちょ銀行から振込 記号番号 00250-0-72370 ザイ)カナガワイキイキシミンキキン

◆ゆうちょ銀行以外から振り込み

ゆうちょ銀行 店名:〇二九店 口座番号:0072370

ザイ)カナガワイキイキシミンキキン

#### <税制優遇(所得税及び県・市町村税の控除)について>

- ・当財団は公益法人ですので、公益法人への寄付は、税制上の優遇措置が受けられます。
- ・公益財団・認定NPO法人・社会福祉法人等への寄付合計が2,000円を超える場合に適用されます。
- ・例えば、寄付合計が10,000円の場合。8,000円(10,000円-2,000円)が対象となり、所得税(税額控除を選択)40%+ 県民税 2% + 市民税 8%が控除され、8,000円×50%=4,000円が戻ります。
- ・寄付控除等は条件がありますので、財団のホームページやお住まいの自治体・税務署にお尋ね下さい。

(注1) 確定申告が必要です。

(注2) 川崎市、横須賀市、伊勢原市、座間市は、各市で定められた市税条例があるため市民税控除の対象とはなりません。

(注3) 福祉たすけあい基金への寄付(年1200円)だけでは対象とはなりません。

(注4) ●かながわ生き生き市民基金ホームページ(税制優遇について)



●現在の福祉たすけあい基金の流れ(2024年9月まで)



●今後の福祉たすけあい基金の流れ(2024年10月以降)

